

2026 年度事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

NPO 法人しえるの会

1 事業実施の方針

設立 5 年目にあたる 2026 年度は、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業を継続する。また障害児やその家族のための居場所作りの事業、障害児・者への理解を促進するための普及啓発事業も引き続き行い、新たに障害児・者、その他ひきこもりの方等と行う物づくりの事業を開始する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業	特定計画相談支援事業 障害者に対する計画相談支援を行う。 指定障害児相談支援事業 障害児に対する相談支援を行う。	通年	法人事務所内	2 人	サービス等利用計画費作成対象者 250 人	10738
② 障害児やその家族のための居場所作りの事業	・親子農園 ・茶話会 ・ヨガ教室 ・レジン教室	通年	宗像市内	5 人	宗像市・その近隣地域に住む児童・保護者 80 人	157
③ 障害児・者への理解を促進するための普及啓発事業	・発達障害についての講座 ・第 2 回むなかた福祉マルシェ	年 2 回	宗像市内	4 人	宗像市及び近隣地区の障害児・者、支援者 1800 人	882
④ 障害児・者、その他ひきこもりの方等と行う物づくりの事業	・障害児・者の描かれた絵を使ったアート作品の販売 ・障害児・者、引きこもりの方への支援	通年	宗像市内	2	宗像市及び近郊地区の障害児・者、引きこもりの方 10 人	835

2027 年度事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

NPO 法人しえるの会

1 事業実施の方針

設立 5 年目にあたる 2027 年度は、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業を継続する。また障害児やその家族のための居場所作りの事業、障害児・者への理解を促進するための普及啓発事業、障害児・者、その他ひきこもりの方等と行う物づくりの事業を継続して行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業	特定計画相談支援事業 障害者に対する計画相談支援を行う。 指定障害児相談支援事業 障害児に対する相談支援を行う。	通年	法人事務所内	2 人	サービス等利用計画費作成対象者 250 人	10738
② 障害児やその家族のための居場所作りの事業	・親子農園 ・茶話会 ・ヨガ教室 ・レジン教室	通年	宗像市内	5 人	宗像市・その近隣地域に住む児童・保護者 80 人	157
③ 障害児・者への理解を促進するための普及啓発事業	・発達障害についての講座 ・第 3 回むなかた福祉マルシェ	年 2 回	宗像市内	4 人	宗像市及び近隣地区の障害児・者、支援者 1800 人	882
④ 障害児・者、その他ひきこもりの方等と行う物づくりの事業	・障害児・者の描かれた絵を使ったアート作品の販売 ・障害児・者、引きこもりの方への支援	通年	宗像市内	2	宗像市及び近郊地区の障害児・者、引きこもりの方 10 人	835